



第2編 部門別計画

第1部

市民が主体となった まちづくり

第1章 市民自治のまちづくり

第2章 人権尊重と平和のまちづくり

第3章 都市行政の総合的な推進

東大阪市ホームページ



URL <http://www.city.higashiosaka.osaka.jp>

第1節 市民によるまちづくりの推進

●現況と課題

地域の主役は、いうまでもなく市民一人ひとりで、今後のまちづくりには、市民の理解と協力が不可欠です。

本市では、市民会議プランニングチームやコミュニティニュースの会、リージョンセンター企画運営委員会などにおいて、自主的なまちづくり活動の萌芽が見られます。また、従来からの自治会活動、福祉活動、消費者活動、生涯学習活動など、多方面における市民の自主的な活動が、まちづく

りに大きな役割を果たす場面も見られます。しかし、これらの自主的なまちづくりの活動に対する支援体制の整備など課題も多く、十分な展開を見せるに至っていません。

今後は、市民主体、行政支援の原則を維持しながらも、真の「市民自治のまちづくり」の実現のため、まちづくり活動の支援に積極的に取り組み、市民と協働して進めていく必要があります。

●施策の体系

市民によるまちづくりの推進

市民の主体的なまちづくり活動の推進

まちづくり活動支援の充実

●基本方針

- 1 地域の特性を活かしながらかきめ細かなまちづくりを推進するため、まちづくり意識の高揚を図り、市民参加をコミュニティレベルから進めていくとともに、まちづくりの団体や指導者の育成に努め、市民参加による自主的な取り組みを促進します。
- 2 市民が創意と工夫を活かして、主体的にまちづくり活動に取り組むことができる環境を創出するため、まちづくり活動の支援の充実に努めます。



●主要な施策

1 市民の主体的なまちづくり活動の推進

(1) まちづくり意識の高揚

各種の地域活動を通じて、地域アイデンティティの醸成に努め、市民シンポジウムの開催などまちづくりについて考える啓発活動に取り組むなど、市民がまちづくりの主体であるという意識の高揚を図ります。

(2) まちづくり団体・指導者の育成

リージョンセンター企画運営委員会や自治会など、地域のまちづくり活動の基本単位を中心に、まちづくり団体・指導者の育成に努めます。

(3) まちづくり機会の創出

まちづくり活動に関する基礎的な知識の普及や情報の提供を図り、地域の計画の具体案や推進指針などの策定を通じて、市民と行政との協働によるまちづくりの機会の創出に努めます。

2 まちづくり活動支援の充実

リージョンセンター企画運営委員会などを中心とした市民によるまちづくりを推進するため、まちづくり支援の条例や専任組織などの制度化を視野に入れて、地域のまちづくり活動を支援します。



●現況と課題

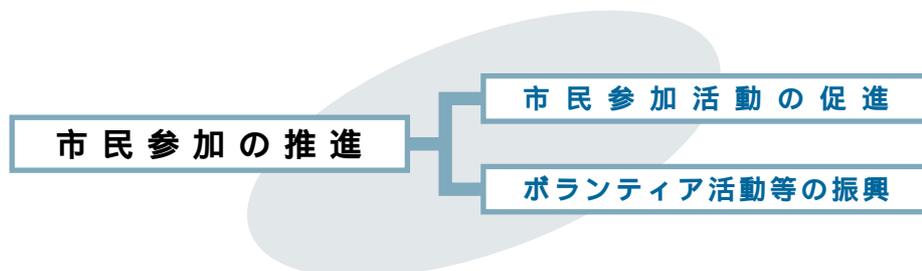
まちづくりの様々な場面で市民の自主的、貢献的な参加による活動が増加しつつあり、NPOなどの活動支援に対する制度も充実しつつあります。

本市では、市民による郷土愛・連帯感の育成、自治意識の向上、市民運動の推進という考えから、昭和50年以降市民会議を開催するとともに、市民の意向を市政に反映させるための市民意識調査を実施するなど、市民参加に向けた取り組みを強めています。市民会議は市民によるプランニングチームが、企画・運営をしており、その時代背景を反映させた、あるいは先んじたテーマを設定し、市民、各種市民団体が参加し、市民の立場で、東

大阪のまちづくり、市民のまちづくりを討議しています。また、市民が自らの善意と愛情にもとづくボランティア活動は、福祉分野で大きな高まりを見せているほか、地域の公園などの公共施設の管理の分野でも多くの市民が積極的に参加しています。

今後は、より多くの市民参加やボランティア活動の拡大を促進するため、活動に必要な基礎的知識の普及や情報の提供など、支援体制などの充実が望まれています。また、これらの市民の自主的な活動に対して、市民と行政の役割分担を明確にした上で、具体的な支援を行っていく必要があります。

●施策の体系



●基本方針

- 1 地方分権の時代にふさわしい、市民の主体的なまちづくり活動への参加と役割の分担を促進するため、市民の声を十分に市政へ反映し、市民参加によるまちづくりの仕組みの構築を図ります。
- 2 行政のあらゆる分野で市民の参加意識の高揚や参加機会の拡充に取り組むとともに、市民と行政の役割分担を明確にし、市民参加が円滑に行われる環境づくりを進めます。特に、まちづくりに大きな役割を果たす市民のボランティア活動などに対する支援体制の充実に努めます。

●主要な施策

1 市民参加活動の促進

(1)市民参加機会の拡充

市民会議への参加や地域単位でのまちづくり懇談会の開催など、多くの市民が参加できる機会の拡充に努めます。また、まちづくりへの市民の意見を反映させるため、計画段階からの市民参画の仕組みづくりと実践に努めます。

(2)市民と行政の役割分担の明確化

市民と行政との協働によるまちづくりを進めるため、行政への政策提言を行う市民会議等への市民の自主的・自発的な参加の促進や、市民参画の組織の充実・発展などにより、市民と行政の役割分担の明確化を図ります。

2 ボランティア活動等の振興

(1)市民意識の高揚

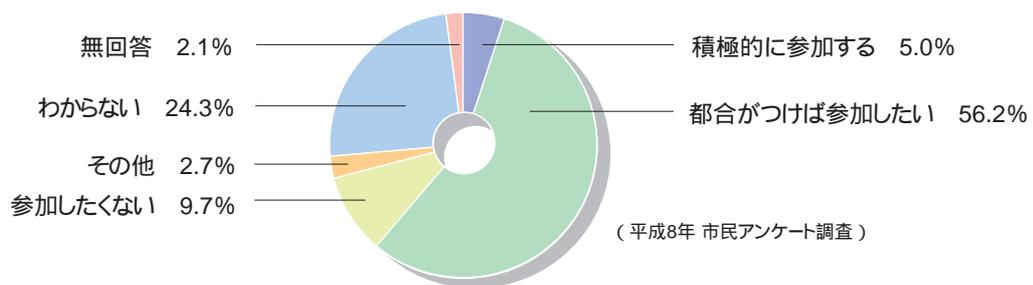
積極的な市民参加を促進するため、啓発活動の充実やボランティアに必要な基礎的知識の普及に努めます。

(2)ボランティア活動等の支援の強化

ボランティア活動などに携わる団体や個人の育成を図るとともに、活動の拠点となる場と情報の提供に努めます。また、ボランティア団体の法人化の促進に努めるとともに、活動支援などの環境整備を図ります。

市民参加

「行政や地域住民との懇談会」や「講演会」などへの参加について



● 現況と課題

都市化の進展などに伴い住民の連帯感が希薄化しつつあるなか、住みよい地域社会を形成するには、そこに住む市民一人ひとりが地域の特性に応じたコミュニティづくりを通して、ふれあい、助け合っていくことが重要となっています。

本市では、自治会をはじめ、各種団体などが地域に根ざしたコミュニティ活動を展開しており、また、リージョンセンター活動や市民ふれあい祭りなど、地域の特色を活かし、地域個性の創出と地域連帯意識の高揚を促す活動にも取り組んでいます。

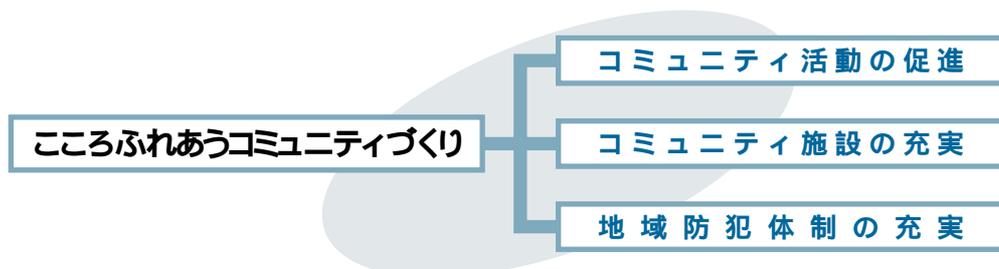
今後はこれらを一層推し進めるとともに、コミ

ュニティ環境の変化に対応して、住みよいコミュニティづくりを進めることが望まれます。

また、地域の防犯体制は、まちのあかり基金や防犯灯設置助成をもとに地域の実情に応じた街路灯設置を進めているほか、路上犯罪などに対して、地域の防犯協議会を中心に、警察署との連携を深めながら、犯罪のない地域社会づくりに市民とともに取り組んでいます。

今後は、地域住民や警察署との連携強化を図るとともに、防犯知識の普及と地域ぐるみの防犯活動の促進に取り組み、明るい犯罪のないまちづくりをより一層強めることが求められます。

● 施策の体系



● 基本方針

- 1 多くの市民の参加を得ながら、市政に市民の声を反映させ、コミュニティづくりの方向性を明らかにし、コミュニティ活動の促進に努めます。
- 2 集会所や公共施設などコミュニティ施設の整備、活用の充実、施設間の連携に努めます。
- 3 市民の防犯意識の高揚と地域コミュニティの再生を図り、相互扶助による地域防犯体制の充実に努めます。

●主要な施策

1 コミュニティ活動の促進

(1) コミュニティ意識の高揚

市民相互のコミュニティ意識の醸成を図るため、メディアなどを活用して、コミュニティ活動の必要性についての啓発活動の推進に努めます。

(2) コミュニティ団体・指導者の育成

地域に根ざしたコミュニティづくりを進めていくため、地域の自主性を尊重し、コミュニティ団体に対し講師の斡旋や情報の提供をするとともに、コミュニティ指導者の育成に努めます。

(3) コミュニティ活動支援体制の強化

ふれあい祭りなどの全市的コミュニティをはじめ、自治会などの地域的コミュニティについてもさらに発展させていくため、法人化や多様な活動を支援できるよう、財政的、制度的な支援の充実に取り組みます。

(4) 地域コミュニティ交流の促進

リージョンセンターや公民館などのコミュニティ施設を活用しながら、各地域間における情報交換や人的交流の促進を図ります。

2 コミュニティ施設の充実

(1) 既存施設の活用と助成の充実

市民に身近なコミュニティ活動の場として、学校の空き教室や民間も含めた既存施設の活用を進めるとともに、集会所の設置助成などの充実に努めます。

(2) ネットワーク化の推進

リージョンセンターと他のコミュニティ施設との連携を強化し、施設間のネットワーク化を推進します。

3 地域防犯体制の充実

(1) 明るいまちづくりの推進

安全で明るい犯罪のないまちづくりを目指し、防犯灯や街路灯などの整備を促進するとともに、防犯灯維持管理助成の充実に努めます。

(2) 防犯意識の高揚

各種犯罪の未然防止のため、生涯学習の場などを通じて市民の防犯意識の高揚を図るとともに、警察署や防犯協議会などと連携しながら、広域的な啓発活動の推進に努めます。

(3) 地域防犯活動の充実

市民や防犯協議会などとの連携のもとに、自主的な活動を行う団体の育成や支援を行い、相互扶助による地域ぐるみの防犯活動の充実に努めます。



第1節 人権尊重のまちづくりの推進

●現況と課題

人権の尊重は人類の普遍の願いで、この実現に向けて国内はもとより国際的にも活動が活発化しています。

本市では、「人間尊重に根ざした市民都市の創造」をまちづくりの基本理念に掲げ、人権教育・人権啓発活動など、各種人権施策の推進に努めてきましたが、いまだに、差別と偏見がみられる状況にあり、引き続き啓発の内容や手法について創意工夫をしながら施策を積極的に推進していく必要があります。

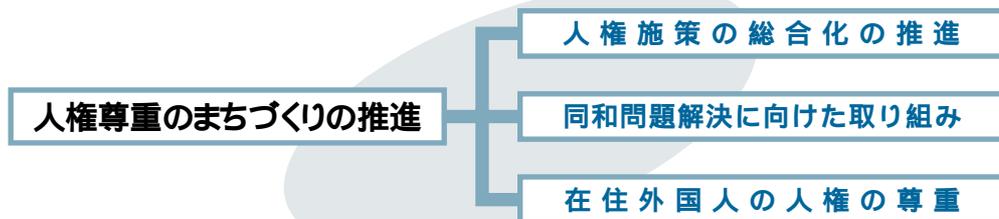
同和問題については、教育および啓発活動をはじめ、生活環境整備、生活福祉対策などに取り組んできた結果、環境改善については一般地域との格差がほぼなくなりました。今後は、同和問題を人権問題の柱の1つとして捉え、差別意識の解消に努めるなど総合的な施策の推進が課題となって

います。

また、本市では、韓国・朝鮮人の多住地区であることから、在住外国人の人権擁護に関して施策指針を策定し、その促進に努めています。今後は、国際化がさらに進展するなかで施策の充実を図ることが必要です。

人権施策は福祉、教育、産業など、多岐の分野にわたるものであり、それぞれ個別に取り組みされていることなどから、その体系化は、十分にはなされていない状況にあります。このため、人権施策のあり方や事業推進方策などを総合的に検討し、「人権の世紀」といわれる21世紀をすべての人々の基本的人権が尊重される人権文化の時代にしていくため、人権教育・人権啓発をはじめとした人権施策を体系的に推進していく必要があります。

●施策の体系



●基本方針

- 1 「人権尊重のまちづくり」を目指して、人権施策のあり方や事業推進方策などを総合的に検討し、施策の体系化に向けた取り組みを展開します。
- 2 同和問題をはじめとする様々な人権問題の早期解決を目指して、市民の理解と協力のもとに人権教育・人権啓発の充実に努めます。
- 3 在住外国人の人権の尊重を図るため、「東大阪市在日外国人(主として韓国・朝鮮人)の人権に対する基本指針」および「在日外国人園児・児童・生徒に関する教育指針」(主として在日韓国・朝鮮人園児・児童・生徒)の推進を図ります。

● 主要な施策

1 人権施策の総合化の推進

(1) 人権施策の体系的な推進

「人権尊重のまちづくり」を目指して、すべての市民が等しく人間として尊重されるよう同和問題の解決、在住外国人・障害者・子ども・高齢者の人権尊重、男女共同参画の推進など人権施策を総合的に検討し、人権施策の体系的な推進を図ります。

(2) 人権教育・人権啓発の推進

いまだに、差別と偏見が社会に存在する状況を克服するため、あらゆる機会や場において人権に関する資料や情報の提供を進め、市民が自主的に参加する研修会の開催や啓発冊子の発行などの啓発活動の充実に取り組むとともに、人権啓発協議会など関係市民団体との連携を深め、広範な市民の参加による人権啓発活動を推進します。

2 同和問題解決に向けた取り組み

すべての人々の基本的人権を保障するため、同和問題の解決を目指し、学校・家庭・地域社会などにおいて、同和問題を正しく理解し、認識を深めるとともに、差別意識の解消に向けた教育・啓発などを推進します。

また、同和事業の終結にあわせ、公共施設のより一層の有効利用を図ります。

3 在住外国人の人権の尊重

(1) 人権意識の啓発と普及

「東大阪市在住外国人(主として韓国・朝鮮人)の人権に対する基本指針」の趣旨を踏まえ、在住外国人に対する差別や偏見の解消に向けた施策の充実を図るとともに、講習会や啓発冊子の充実など人権意識の啓発と普及に努めます。

(2) 在住外国人の人権を尊重する教育の推進

在住外国人に対する差別や偏見をなくすため、国際理解教育の推進と在住外国人問題を正しく理解する教育を推進します。特に在日韓国・朝鮮人問題を正しく理解し、国籍や民族を問わず、すべての人が違いを認め合って共生していく社会を築くよう努めます。

(3) 在住外国人の子どもの進路指導の充実

在住外国人の子どもが、民族的自覚や誇りを持ち、進学や就職上の差別を受けることなく自らの将来の進路を選択できるよう、関係機関との連携のもと進路指導体制の充実を図ります。



●現況と課題

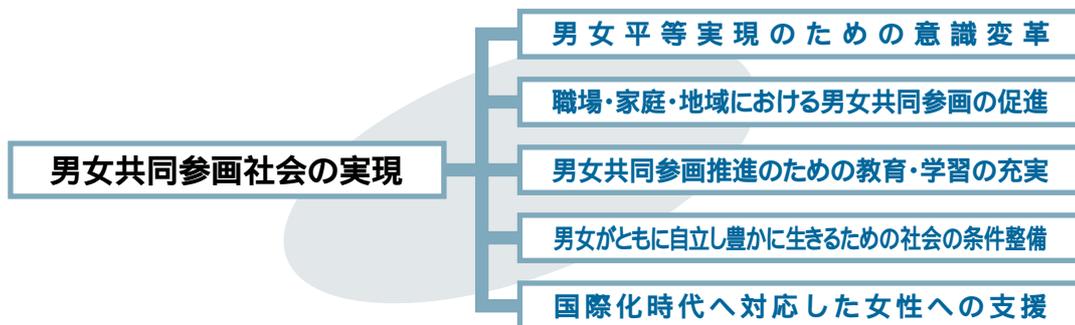
国際婦人年や世界女性会議などを契機に、女性の地位向上に向け本格的な取り組みがなされるようになり、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など法律の整備が進められてきました。また、平成11年、総合的・計画的に男女平等政策を進めていくための基本となる男女共同参画社会基本法が制定されました。

本市では、「東大阪市女性プラン」に基づき、職場・家庭・地域における男女共同参画の促進をはじめ、男女平等実現のため様々な施策に取り組

んできました。しかし、各種の法律や制度が整備された現在でも、長い歴史のなかでつくられてきた、男女の固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会制度、慣行は、いまだに根強く残っています。

今後は、男女共同参画推進プランに基づき男女共同参画センターを活動拠点として、女性も男性も市民一人ひとりが個人として尊重される男女共同参画社会の実現のため、施策の一層の充実が必要です。

●施策の体系



●基本方針

- 1 人権尊重、男女平等を真に実現するため、あらゆる機会をとらえて市民意識の変革、啓発に努めます。
- 2 政策・方針決定の場への女性の参画を積極的に促進するとともに、雇用の場における平等の推進や男女の家族的責任の両立など、社会のあらゆる分野における男女共同参画を推進します。
- 3 学校教育などにおける男女平等教育を推進するとともに、生涯学習の場においても、男女平等意識を高めるための学習機会の充実に努めます。
- 4 男女がともに自立して豊かに生きるため、総合的な子育て支援、高齢者や障害者の福祉の充実を図るとともに、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアルハラスメントなどへの対応を進めます。
- 5 国際化時代に対応するため、海外の女性関係情報の収集と提供を行うなど、NGOとの連携を図りながら国際交流事業を支援し、在住外国人女性への支援の充実に努めます。

●主要な施策

1 男女平等実現のための意識変革

男女の固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣行などを解消するため、市民の意識変革に向けた啓発活動を推進します。また、女性問題・男性問題に関する情報の収集・提供、学習、相談、交流事業を行うなど、男女共同参画センターの機能の充実に努めます。

2 職場・家庭・地域における男女共同参画の促進

男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野に参画する男女共同参画社会実現のため、政策、意思決定の場へ女性の参画を促進します。また、女性がその能力を社会的に発揮できるよう、働く場や生活の場の条件整備を図るとともに、男性の家庭・地域社会への参画を促進します。

3 男女共同参画推進のための教育・学習の充実

学校教育などにおいて性の尊厳にも留意した男

女平等教育を推進するとともに、性別にとらわれない多様な生き方を可能とする生涯学習の機会の充実に努めます。

4 男女がともに自立し豊かに生きるための社会の条件整備

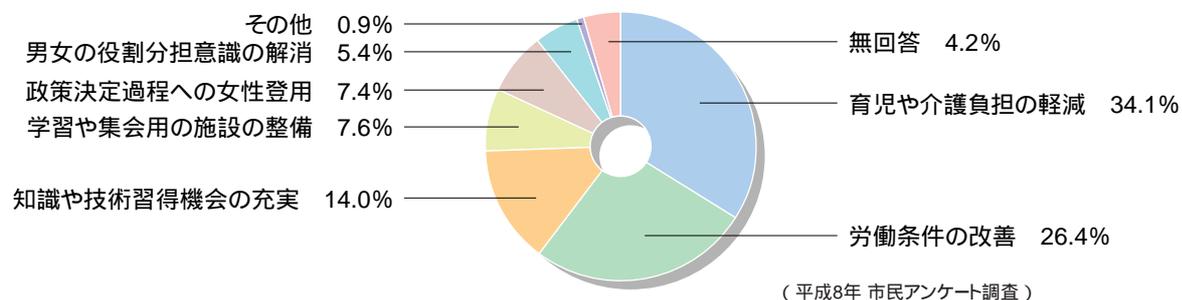
相談機能や自立支援事業の充実に努めるとともに、男女がともに自立し、安心して生活が営むことができるよう子育てや高齢者介護を支援する社会システムの整備に努めます。また、ドメスティック・バイオレンスをはじめ、セクシュアルハラスメントなど女性に対する暴力の防止に努めます。

5 国際化時代へ対応した女性への支援

海外の女性関係情報の収集・提供機能の強化とともに、あらゆる場における国際交流事業を支援し、NGOとも連携を図ります。また、在住外国人女性への支援とともに、交流機会を拡充します。

男女共同参画社会の実現

今後、力を入れるべきことについて



●現況と課題

平和は、人間として生きるための基本であり、全世界共通の願いです。しかし、世界には民族、宗教などの違いによる局地的紛争などが存在し、常に戦争の危険性を有しています。このため、本市においては、「平和都市宣言」を行い、平和モニュメントの建立や、毎年、平和のつどい、ピースツアー、平和と人権のつどい、平和と人権展を開催するなど、非核平和意識の普及に向けた取り組みを進めています。

今後は、市民の国際的な活動の機会も増大するなかにあって、学校教育の場での平和学習の充実や、市民への平和意識の普及を強めるとともに、

市民の自主的な非核都市活動の促進も含めた施策の展開が必要となっています。



●施策の体系

平和都市づくりの推進

平和の擁護と非核平和意識の普及

平和学習の推進

●基本方針

- 1 「平和都市づくり」を推進するため、非核平和意識の普及に努め、市民の自主的な平和活動を促進します。
- 2 子ども達が、平和と命の尊さを学び、国際社会を生きる資質を培う平和学習を充実します。

●主要な施策

1 平和の擁護と非核平和意識の普及

非核「平和都市宣言」の趣旨を踏まえ、市民のだれもが核兵器のない平和な世界の実現に貢献できる社会環境づくりを推進するため、行政と市民が一体となって非核平和意識の啓発や普及に努めます。

また、平和や人権に係る関係資料の展示施設の整備を進めます。

2 平和学習の推進

平和な社会を実現するため、学校教育や生涯学習の場における平和学習の充実を図ります。また、市民の平和学習や平和活動に対して、情報の提供など支援の充実に努めます。

第3章 都市行政の総合的な推進

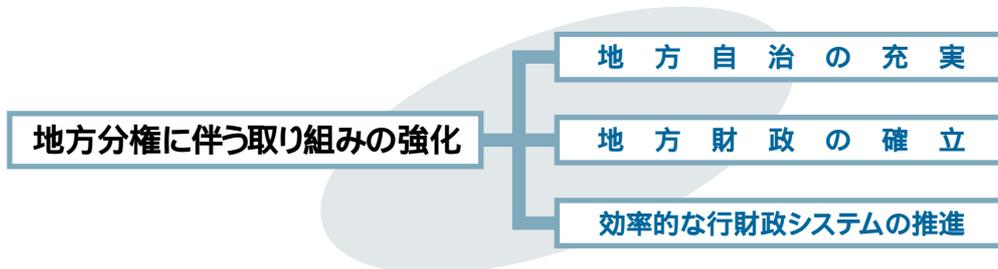
第1節 地方分権に伴う取り組みの強化

●現況と課題

地方分権については、国と地方の役割分担を明確にし、地方自治体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指し、国から地方への権限委譲や関与の是正などの措置が進められています。また、大阪府と府下市町村では、大阪版地方分権推進制度により、府から市町村への事務委譲を積極的に推進しています。

市町村が住民に身近な基礎的自治体としてより多くの権限を持ち、住民と一体となって個性あるまちづくりに取り組むためには、安定した自主財源を確保する必要があり、国、府からの財源を伴った事務事業の委譲と効率的で効果的な行財政運営を図ることが、より一層求められます。

●施策の体系



●基本方針

- 1 地方分権の推進に伴い、地域の特性を活かし、市民の選択と責任のもとで個性ある自治体の自主性・自立性を尊重した地方自治の充実を図ります。
- 2 地方分権時代の行政需要に対応するため、自主財源を確保して財政基盤の確立に努めます。
- 3 自治体としての体質改善を図り、効率的な行財政システムを推進します。

●主要な施策

1 地方自治の充実

地方分権により権限委譲が進められるなかで、地方自治体としての自主性・自立性を強化し、行政執行における公正の確保と効率化を図り、市民と協働して地方自治を推進していく体制や環境の整備を図ります。

2 地方財政の確立

地方分権に伴う地方の行政需要の増大に的確に対応するため、国に対しては地方への財源配分の見直しを求めるとともに、地域の経済の活性化な

どによる税基盤の拡充を図り、納税意識の啓発と賦課徴収事務の効率化を促進して地方財源の根幹である市税収入の確保に努めます。

3 効率的な行財政システムの推進

増大する市民ニーズによりきめ細かく対応するため、行財政システムの抜本的な見直しを行い、ISO認証取得の検討や事務事業の評価の導入など、地方分権時代にふさわしい効率的な行財政システムの構築に努めます。

●現況と課題

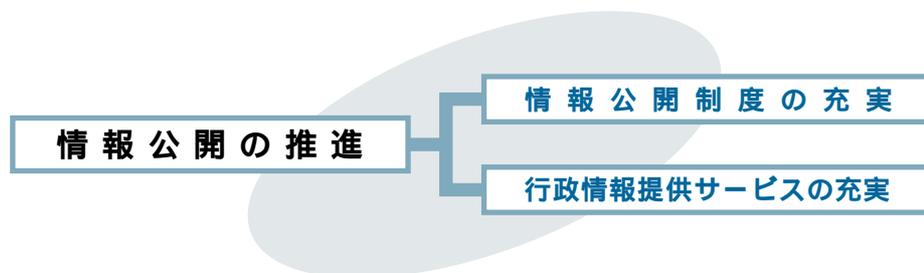
市民が主体となって積極的にまちづくりに参加するためには、市が保有する情報を市民と共有することが重要です。

本市では、市民のプライバシーを最大限尊重しながら「市民の知る権利」の保障と「市の説明責務」を義務付けた情報公開条例を制定し、公正で開かれた市政の推進に努めています。また、電子計算機処理だけでなく、手作業処理も含めた総合的な個人情報保護制度により、市民のプライバシーの保護を図っています。

行政情報提供サービスについては、従来からの報道機関への情報提供や市政だよりの発行といった広報活動に加え、インターネットやケーブルテレビを活用した情報提供を実施し、市民の情報ニーズに応えるよう様々な施策を積極的に進めています。

今後は、市民参加活動の基本ともなる情報公開制度の充実を図るとともに、より広範な市民が、よりの確に情報の提供が受けられるように、行政情報サービスの充実に向けた取り組みが必要です。

●施策の体系



●基本方針

- 1 個人のプライバシーの保護に配慮し、開かれた行政を構築するため、情報公開制度の充実に努めます。
- 2 市民の行政情報ニーズに対応した情報提供の整備・充実を図ります。

●主要な施策

1 情報公開制度の充実

市民の市政への信頼と理解を深め、市民参加のもと住みよいまちづくりを進めるため、情報公開制度を充実するとともに適正な運営に努めます。また、個人のプライバシーを保護するため、個人情報保護制度の一層の推進を図ります。

2 行政情報提供サービスの充実

OA機器のネットワーク化により情報資源の有効利用を図るとともに、市民の情報ニーズの多様化・高度化に対応するため、インターネットやケーブルテレビ等の情報通信技術を活用して、行政情報の公開、提供、交流を円滑に行う情報提供システムの整備充実に努めます。

第3節

広報・広聴活動の充実

●現況と課題

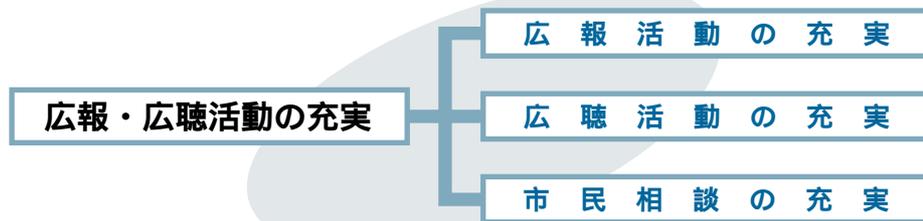
情報化社会では、様々な情報がメディアを通じて市民に届けられています。行政の広報活動もその一つとして、市民生活を営む上で必要な情報が正確かつ迅速に伝えられることが重要です。また、広く市民の意見を把握し、市政に反映していくことも市民参加の前提となっています。

本市では、毎月2回発行の市政だよりのほか、市政だよりの点字版・市政だよりの録音版やくらしのガイド「あなたの市役所」の発行、電光掲示板に

よる広報など、多様な手段による広報活動を展開しています。また、市民アンケートによる市民ニーズの把握に努めるなど、広聴機能の充実に取り組んでいます。

今後は、インターネットやケーブルテレビ等の情報通信技術の活用など、市民に身近なメディアを活用した広報機能を充実させるとともに、きめ細かな広聴活動や市民相談機能の充実などの取り組みを強めることが望まれます。

●施策の体系



●基本方針

- 1 「市民参加の市政」を推進するため、行政が持っている情報を積極的に提供し、市民の理解を得るよう広報活動の充実に努めます。
- 2 多様で高度化する市民ニーズに対処するため、広く市民の提言、要望などを的確に把握する広聴活動の充実に努めます。
- 3 市民の悩みを解消するための相談機能の充実に努めます。



●主要な施策

1 広報活動の充実

行政情報をきめ細かく、わかりやすく市民に提供するため、市政だよりを中心に動く市政教室など、その充実に努めるとともに、広報リポーター制度など市民の視点にたった広報活動を展開していきます。また、高度情報化社会に対応するため、新聞、テレビなどへの情報提供とともにインターネットやケーブルテレビ、電光掲示板など、多様なメディアの活用を図ります。

2 広聴活動の充実

市民の貴重な意見、要望などを把握するため、毎年行っている市民アンケート調査、市長が直接市民の意見を聴く事業等の展開を図るなど、市民が意見や要望を積極的、直接的に発言できる機会の拡充に努めます。

3 市民相談の充実

市民が安心して暮らし、市民の悩みに対応するため、法律相談をはじめとした市民相談が、身近に応じることができるよう体制の整備、機能の充実に努めます。



第4節

効率的な行政運営の推進

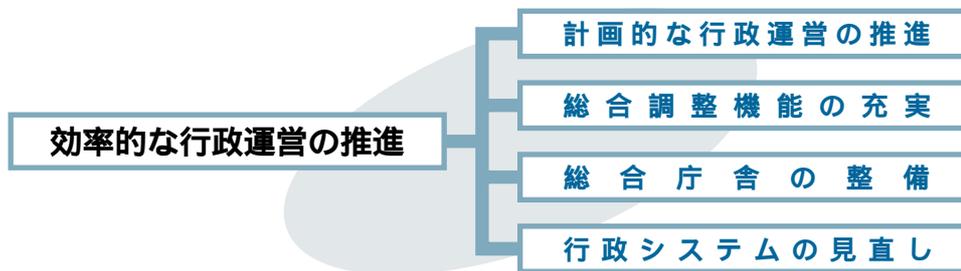
●現況と課題

市民ニーズや時代の要請に機敏に対応し総合的な行政運営を進めるには、都市経営の観点に立って効率的な行政運営を図ることが求められています。

本市では、課や係の統廃合などの簡素で効率的な組織機構の整備を進めるとともに、事務事業の見直しと事務改善、職員数の適正化や職員の資質の向上など、計画的な行政運営の推進に向けた取り組みを行っています。

今後は、総合庁舎を整備するとともに、行政需要の多様化や地方分権化の進行に伴う事務量の増加などにも対応して、事務事業の進行管理体制の強化や行政の効率化と市民サービスの向上につながる総合行政情報システムの計画的な構築とその有効な活用を図るなど、総合的な取り組みの強化が必要です。

●施策の体系



●基本方針

- 1 効率的な行政運営を推進するため、基本計画に基づく実施計画の策定と進行管理を行い、計画的な行政運営に努めます。
- 2 行政の横断的な調整機能の強化を推進するなど、総合調整機能の充実を図ります。
- 3 効率的な行政運営と市民サービスの向上を目指し、中枢拠点となる総合庁舎の整備を進めます。
- 4 市民ニーズに的確に対応した最善の行政運営を行うため、常に行政システムを見直し、組織などの行政機能の効率化や総合行政情報システムの確立を図ります。



●主要な施策

1 計画的な行政運営の推進

基本計画に基づく実施計画を策定するとともに、市の個別計画を含めたこれらの施策の進行状況を管理する体制を充実させ、計画的・体系的な行政運営を推進します。

2 総合調整機能の充実

多様な市民ニーズに的確に対応するため、重要事項および複数部局の調整事項などを総合的な見地から判断するとともに、全体的な政策を立案・決定する機能の強化など総合調整機能の充実を図ります。

3 総合庁舎の整備

効率的な行政運営と市民サービスの向上を目指し、総合庁舎の整備を進め、市民プラザ機能などをはじめとする各種機能を確保するとともに、行政サービスセンターとの情報ネットワークを構築し、市内全域に市民サービスを提供できるように努めます。

4 行政システムの見直し

(1) 行政機能の効率化

地方分権推進など、新しい行政課題に即応でき

る、柔軟な行政執行体制を確保するため、スクラップアンドビルドの視点に立ち、簡素で効率的な組織機構に整備します。

また、新たな時代に対応した人事政策のもとに研修制度を充実させ、地方分権時代にふさわしい職員として人材開発に努めます。

(2) 事務事業の効率化の推進

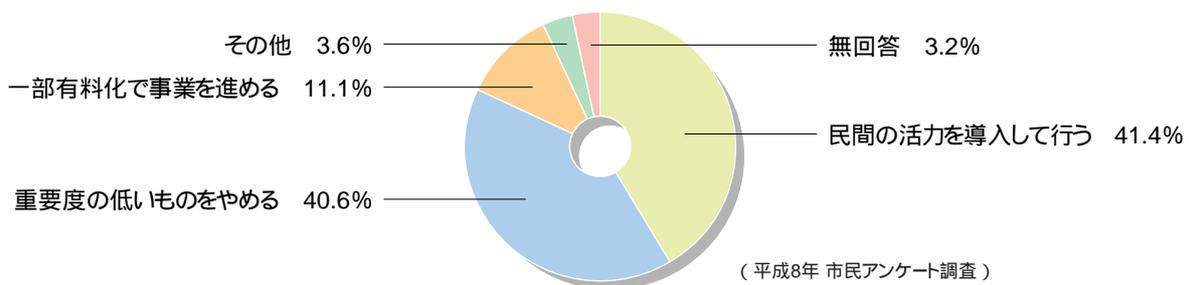
常に事務事業を見直しなが、事業効果を踏まえた事業選択を行うとともに、行政手続の適正な運用を図り、事務事業の公正性、透明性の向上と効率化を推進します。

(3) 総合行政情報システムの確立

市民にかかわる情報を有機的に結合し、相互活用することにより、市民サービスの向上などを図る「住民情報システム」を引き続き稼働させるとともに、行政内部の情報を総合的に管理運営する「内部運営情報システム」および地域情報化と密接に関係する「地域情報システム」の開発を進め、総合行政情報システムの確立を図ります。また、高度情報通信時代に対応し情報資源の有効活用を図るため、OA機器のネットワーク化を進めるとともに情報化の推進を担う人材を育成します。

効率的な事業の選択

限られた予算の中で新たな事業に取り組む市役所の今後の姿勢について



第5節

健全な財政運営の推進

●現況と課題

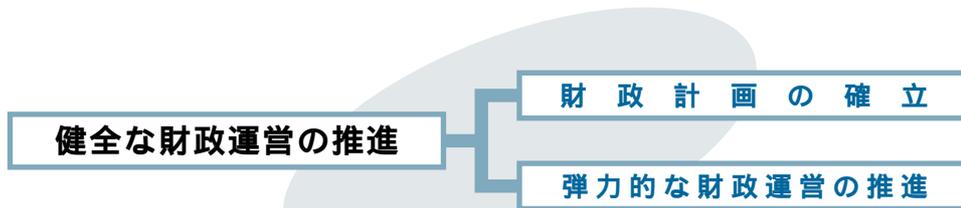
市民ニーズの多様化、高度化、さらに高齢化、少子化という社会情勢のなかで、行政への期待はますます高まることが予想されます。一方、将来にわたり日本経済全体の傾向として低成長が予測されるなかで、自治体もまた財政を支える最も大きな柱である市税をはじめとして歳入の高い伸びが期待できず、増大する行政需要に十分応えることが困難になると予想されます。

本市では、使用料や手数料の適正化、外部委託の推進などに取り組んでいるほか、具体的な取り

組みを定め行財政改革を推進するなど、効率的な財政運営に向けた取り組みを強めています。しかし、依然として経常的経費のウェイトが高く硬直した財政構造にあり、経済変動の影響を受けやすい財政体質となっています。

今後は、これらの内外の経済変動やますます増大、多様化する行政需要に対応するため、財政構造の改善を進め、計画的で効率的な財政運営を行う必要があります。

●施策の体系



●基本方針

- 1 社会経済情勢の変化に即応し、長期的に安定した行政運営を行うため、総合的な財政分析に基づく計画的な財政運営を推進します。
- 2 経費全般について徹底した見直しを行うとともに、受益者負担の適正化と基金の有効活用を図るなど、財政構造の弾力性の確保に努めます。

●主要な施策

1 財政計画の確立

(1) 計画的な財政運営の推進

収支の均衡という財政運営の基本原則に配慮しつつ、中・長期的な展望を踏まえた計画的な財政運営を推進します。

(2) 総合的な財政分析

社会経済の動向を見据えながら、的確な財政規模の予測のもとに、適正な事業量の把握と財源配分を行うため各種施策・事業の重要度、効果の判断など総合的な財政分析に努めます。

2 弾力的な財政運営の推進

(1) 弾力的な財政構造の確保

経費全般について徹底した見直しを行い、内外の経済情勢の変化にも十分に対応し、安定的で継続性のある行政事務の執行ができるよう、弾力的な財政構造の確保に努めます。

(2) 住民負担の公平化の推進

増大する行政需要に対して、市税の収納を確保するために徴収の徹底を図るとともに、行政の費用負担区分を明確にし、受益者負担の原則により住民負担の公平化に努めます。

また、一般会計から特別会計や企業会計に対する繰り出し金等についても、負担区分を明確にした繰り出し基準などに基づき適正な執行を図ります。

(3) 基金の有効活用

基金については、その規模や管理などについて十分検討を加えるとともに、それぞれの基金設置の趣旨に即して、有効活用を図ります。

第6節

広域行政の推進

●現況と課題

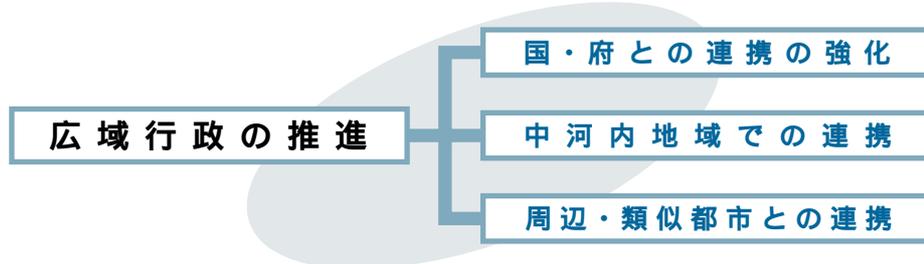
生活水準の向上や交通網の整備・拡大、情報化の進展などにより、市民の生活・経済活動領域が著しく拡大し、広域的で多様な行政サービスが求められています。そのため、それぞれの地域の特性を活かした役割分担と機能分担を明確にしたうえで、周辺市や関係市などとの連携を図り、合理的・効率的な広域行政を推進していく必要があります。

本市では、昭和55年に八尾市、柏原市と中河内広域行政圏を設定し、「中河内都市圏計画」を定

め、3市で協調して市民交流イベントやスポーツ事業のほか、図書館の相互利用や生涯学習講座の開催など、広域による事業を行っています。また、広域的医療体制の整備を図るため、大阪府立中河内救命救急センターが設置されました。

今後は、地方分権の時代に対応する広域での取り組みとして、文化・スポーツ施設の相互利用や機能分担、文化的資源の活用など、中河内地域はもとより、多様な地域との多様な広域事業の連携が求められています。

●施策の体系



●基本方針

- 1 国・府との連携を強化します。
- 2 広域的課題の調整や効果的な行政の実現のため、中河内地域での連携を推進します。
- 3 多様な組み合わせによる広域的な連携、協力体制の整備を促進します。

●主要な施策

1 国・府との連携の強化

地方分権推進計画による新たな国・府との関係に基づき、広域における課題の調整のため、国・府との連携の強化を図ります。

2 中河内地域での連携

地域的にも、歴史的にもつながりの深い中河内地域における連携を図り、歴史的・文化的資源の積極的なまちづくりへの活用を進めるとともに、

地域内の市民活動についても促進を図ります。

3 周辺・類似都市との連携

生駒山系の整備、活用を図るほか、市民ニーズを踏まえた各種文化・スポーツ行事の共同開催をはじめとして、都市間サミット、防災活動など広域的で共通する課題に対応できるよう周辺・類似都市との連携を促進します。